

令和8年度5月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和8年5月26日（火）午前9時30分～午前10時10分

開催場所 所沢市役所601会議室

議 案

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について
(研修農地)

出席委員	1 番	斎藤 昇	2 番	二上 茂雄	3 番	池之谷昭治
	4 番	岩崎 良一	5 番	肥沼 一彦	6 番	齊藤 喜代治
	7 番	田中 宏	9 番	北田 良孝	10 番	栗原 明夫
	12 番	平岡 豊子	13 番	鹿島正之助	14 番	肥沼 正明
	15 番	中 茂紀	16 番	水村 英紀	17 番	新井 祥穂

欠席委員 8 番 吉田 英和

議 長： 出席委員数が過半数に達しておりますので、総会は成立しています。
これより5月の農業委員会総会を開きます。
それでは、議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号5番 肥沼 一彦委員、6番 齊藤 喜代治委員を指名します。

1 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長：「議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字下富字月見原です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は330平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は一般住宅です。農地区分については、10ヘクタール以下に農地が広がる第2種農地と判断されます。申請事由は、申請地に自己用住宅を建築するものです。

事務局からの説明は以上です。

議長： 申請番号1について審議します。地区担当委員の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号1について、質疑、意見はありますか。

委員：(質疑・意見なし)

議長： 質疑、意見がないようですので、申請番号1について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1については、許可相当といたします。

2 議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議長：「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1、所在地は西狭山ヶ丘2丁目の2筆です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は2筆合わせて420平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。農地区分については、前面道路に上下水道が埋設され、半径500メートル以内に県立所沢商業高校および市立林小学校がある第3種農地と判断されます。申請事由は、申請地を買い受け、駐車場を設置するものです。

事務局からの説明は以上です。

議長：申請番号1について審議します。地区担当委員の意見ををお願いします。

委員：現地を確認したところ、事務局説明のとおり第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号1について、質疑、意見はありますか。

委員：(質疑・意見なし)

議長：質疑、意見がないようですので、申請番号1について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1については、許可相当といたします。

3 議案第3号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について

議長：「議案第3号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について」ご説明いたします。

申請番号1、転借人、渡人、営農面積及び賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字神米金字飛鳥野の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,191平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年8月1日から令和13年7月31日までの5年間です。

申請番号2、転借人、渡人、営農面積及び賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字武野他の6筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は6筆合わせて11,055平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年8月1日から令和11年7月31日までの3年間です。

申請番号3、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北中1丁目の1筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は1,988平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年8月1日から令和11年7月31日までの3年間です。

申請番号4、転借人、渡人、営農面積及び賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字松郷の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて1,968平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年8月1日から令和18年7月31日までの10年間です。

申請番号5、転借人、渡人、営農面積及び賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字南永井字一本木の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて5,668平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年8月1日から令和10年7月31日までの2年間です。

申請番号6、転借人、渡人、営農面積及び賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は西狭山ヶ丘2丁目の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて2,890平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年8月1日から令和9年7月31日までの1年間です。

申請番号7、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は糺谷の1筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2,072平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年8月1日から令和11年7月31日までの3年間です。

申請番号8、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は糺谷の1筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は1,090平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年8月1日から令和14年7月31日までの6年間です。

事務局からの説明は以上です。

議長： 申請番号1について審議します。地区担当委員の意見ををお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号1について、質疑、意見はありますか。

委員：(質疑・意見なし)

議長： 質疑、意見がないようですので、申請番号1について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1については、承認いたします。

議長： 申請番号2について審議します。地区担当委員の意見ををお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号2について、質疑、意見はありますか。

委員：(質疑・意見なし)

議長： 質疑、意見がないようですので、申請番号2について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2については、承認いたします。

議長： 申請番号3について審議します。地区担当委員の意見ををお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号3について、質疑、意見はありますか。

委員：(質疑・意見なし)

議長： 質疑、意見がないようですので、申請番号3について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3については、承認いたします。

議長： 申請番号4について審議します。地区担当委員の意見ををお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号4について、質疑、意見はありますか。

委員：(質疑・意見なし)

議長： 質疑、意見がないようですので、申請番号4について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号4については、承認いたします。

議長： 申請番号5について審議します。地区担当委員の意見をお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号5について、質疑、意見はありますか。

委員：(質疑・意見なし)

議長： 質疑、意見がないようですので、申請番号5について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号5については、承認いたします。

議長： 申請番号6について審議します。地区担当委員の意見をお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号6について、質疑、意見はありますか。

委員：(質疑・意見なし)

議長： 質疑、意見がないようですので、申請番号6について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号6については、承認いたします。

議長： 申請番号7について審議します。地区担当委員の意見をお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号7について、質疑、意見はありますか。

委員：(質疑・意見なし)

議長： 質疑、意見がないようですので、申請番号7について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号7については、承認いたします。

議長： 申請番号8について審議します。地区担当委員の意見ををお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号8について、質疑、意見はありますか。

委員：(質疑・意見なし)

議長： 質疑、意見がないようですので、申請番号8について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号8については、承認いたします。

議案第3号については、全ての案件が承認となりましたので、農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見照会については、農業委員会からは「意見なし」として回答してよろしいでしょうか。

委員：(異議なし)

議長： ご異議なしと認め、そのように決定しました。

4 議案第4号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について（研修農地）

議長：「議案第4号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について（研修農地）」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第4号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について（研修農地）」ご説明いたします。

申請番号1、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中新井字富士見台の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて990平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年8月1日から令和10年7月31日までの2年間です。

事務局からの説明は以上です。

議長：申請番号1について審議します。地区担当委員の意見をお願いします。

委員：申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号1について、質疑、意見はありますか。

委員：（質疑・意見なし）

議長：質疑、意見がないようですので、申請番号1について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1については、承認といたします。

議案第4号については、全ての案件が承認となりましたので、農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見照会については、農業委員会からは「意見なし」として回答してよろしいでしょうか。

委員：（異議なし）

議長：ご異議なしと認め、そのように決定しました。

5 報告事項について

議 長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項について報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、1件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、3件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、17件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、1件の届出がありました。

「報告事項5 農地法第5条の規定による届出の取下願について」は、1件の取下げがありました。

「報告事項6 農地法施行規則該当転用届について」は、1件の届出がありました。

以上です。

6 その他

議 長： その他の事項について何かありますか。

委 員：(発言者なし)

議 長： 無いようですので、以上ですべての議事を終了します。

会長職務代理者により閉会した。(午前10時10分)